

ワーキングチームの設置について

令和 2 年 8 月 4 日
文化審議会著作権分科会
基本政策小委員会決定

(ワーキングチームの構成)

- 1 「小委員会の設置について」(令和2年6月26日文化審議会著作権分科会決定)4の規定に基づき、基本政策小委員会に、以下のワーキングチームを置く。

	ワーキングチーム名	検討課題
①	放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関するワーキングチーム	(1) 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化について (2) その他

(ワーキングチーム員の構成)

- 2 (1) ワーキングチームに、座長を置き、基本政策小委員会の委員のうちから、基本政策小委員会の主査が指名する。
(2) ワーキングチーム員は、基本政策小委員会の委員のうちから主査が指名した者及びその他の者であって主査と協議の上で文化庁が協力を依頼した者で構成される。

(議事の公開について)

- 3 ワーキングチームの議事の公開については、「文化審議会著作権分科会の議事の公開について(令和元年7月5日文化審議会著作権分科会決定)」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための文化審議会著作権分科会の議事の公開に関する当面の措置について(令和2年6月26日文化審議会著作権分科会決定)」に準じて行うものとする。